

平成30年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります。

- ・平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額をご負担して頂くことになりました。
- ・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者様などの負担額は据え置かれます。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区 分		平成30年 4月 1日から
①	一般の方	460円
②	住民非課税の世帯に属する方 (③を除く)	210円
③	②のうち、所得が一定基準に 満たない方など	100円

* ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額証明証を、被保険者証等に添えて受付に提出して下さい。

*** 詳しいことは受付事務員にお尋ね下さい。**

令和5年4月1日
墨田中央病院
院 長